

答申第46号

答 申

1 審査会の結論

平成27年8月11日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成27年8月26日付けで行った公文書部分開示決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成27年8月11日付けで「フォトジャーナリズム展三重2015（2015. 8. 5～9）の後援を津市がとり消した経過のよくわかる文書全てを開示して下さい。〔きっかけ、職員による調査、庁内会議記録、とり消し文書、伝達〕など」について、本件開示請求を行った。

- (1) 本件開示請求に対応する公文書として、実施機関は次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

「フォトジャーナリズム展三重2015〈あなたに見てほしい写真がある。〉」に係る後援名義使用許可の取り消し（伺い）

- (2) 実施機関は平成27年8月26日付けで、開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 開示しない部分

個人の氏名、住所、電話番号、職業、及び個人印の印影にかかる部分

イ 開示しない理由

条例第7条第2号（個人情報）に該当するため

- (3) 異議申立人は、平成27年10月21日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

部分開示されたものには、本来あるべき文書がなく、最終結果の文書のみ。お粗末なものである。同時に恐ろしさも感じた。私が住むこの津市では、職

員の個人判断で許可取り消しの起案がなされ、次々とハンコが付かれ、「取り消しが決まりました。」という決定通知が来るのだ。そもそも許可取り消しに至るきっかけは何だったのか。決定を出すまでどのようなことが検討されたのか。それを知りたく、恐る恐る情報公開請求してみたのだが。何も出てこない、何一つわからない。市役所は情報公開条例ができる以前に戻っている。

この町は危ない。どうしてこんな町になっているのか？本来あるべき文書が本当にない町なのか？今回不服申し立てをしたのはこんな思いから。情報公開請求書に記載した、きっかけとなったのは何で、庁内でどう検証したのか、調査はしたのか、調査の報告を踏まえた庁内での検討の経過と内容、それらを記録したすべての文書の開示を求める。

津市が後援中止を決定するに至る最初のきっかけとなったのは何であったのか？市民からの電話による通報であったのか、庁内職員からの連絡であったのか、メールの受信であったのか、あってはならぬことではあるが、偉い方からの要請だったのか。

複数の写真展関係者によれば、8月4日の夕刻、写真展準備中のリージョンプラザ展示会場に三重県と三重県教育委員会の担当者が調査にみえ、「この後津市にも行かなくては」と足早に会場を去られたという。それがきっかけだったのか？

ちなみに、三重県及び三重県教委の担当者は上記調査の際、写真展関係者に、「（7月31日（金）に）県民から電話通報があった」と告げたという。ところがその後情報公開をしてみると、県と県教委は「きっかけは8月3日に届いた県民からのメールであった」と、ころっとストーリーを変更した。それを知って写真展関係者、私、そして多くの県民は一体何？と混乱している。

津市による部分開示を受けた現段階では、きっかけ不明、検証・検討など庁内での話し合いはなく、文化振興課の担当職員の個人判断で許可取り消しの起案がなされ、進んでいったことになる。それは組織としてあまりにお粗末、かつ危機的状況。今回、一市民としてそうではないことを期待し、具体的には下記の5種類の文書の開示を求める。

- (1) 津市が最初に後援の是非に懸かる通報を受けた経緯、およびその内容を記録した音声記録、又はメール、又は文書、又は職員が公務で取ったメモ類を開示されたい。

- (2) (1)の通報を受け、その通報内容を庁内でどのように検証されたのか。その経過及び内容を記録した文書を開示されたい。
- (3) (2)の検証後、現場に調査に出かけられたか。調査された報告書を開示されたい。
- (4) (3)の報告書を基に庁内でどのような検証がなされ、後援の是非につきどのような検討がなされたのか。その経緯と話し合い内容を記録された文書を開示されたい。
- (5) 上記(1)～(4)の間に、津市教育委員会と協議されたことがあればその経緯並びに内容を記録した文書を開示されたい。
- (6) 上記(1)～(5)の間で、三重県と又は県教委と協議されたことがあればその経緯並びに内容を記録した文書を開示されたい。

「公文書等の管理に関する法律」には 第二章 行政文書の管理 第一節 文書の作成 第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。とあり、国家公務員とそれに準じる職員には、文書作成が義務づけられている。津市の条例にその決まりを記した項目はないようだが、国に準じて行うことがマイナスとなることはない。現にお会いする市職員の方々は、熱心にメモを取られているし、そのあとそれらをまとめてみえると推察する。津市に上記各文書は存在すると確信しており、このたび異議申し立てたものである。

4 実施機関の不開示理由説明

開示請求にかかる「フォトジャーナリズム展三重2015（2015. 8. 5～9）の後援を津市が取り消した経過」の情報は、個人の氏名、住所、職業、電話番号及び個人印の印影部分の情報は、公にすることにより個人の権利、利益を害すると認められることから、条例第7条第2号に該当するため、部分開示とした。

なお、2015年10月21日付け異議申立書にある「3に記載の決定には、本来あるべき文書の記載がなく、3に記載の決定を取消し、関連した全ての文書を開示せよ」については、次のとおりである。

開示した平成27年4月10日決裁の「フォトジャーナリズム展三重2015〈あなたに見てほしい写真がある。〉に係る後援名義使用許可申請につ

いて（伺い）」及び平成27年8月6日決裁の「フォトジャーナリズム展三重2015〈あなたに見てほしい写真がある。〉に係る後援名義使用許可の取り消しについて（伺い）」において経過及び理由が明記されており、正規の決裁が完了しているものであり、これが当初申請された「関連している全ての文書」である。このことについては口頭により異議申立人に説明している。

5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、後援名義の使用許可の取消しの経過のわかる文書の存在について争っている。

なお、異議申立人は、意見陳述の中で、異議申立ての部分については、存在するはずである後援名義の取消しにあたって経過のわかる文書と特定している。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）第7条の規定に基づき、異議申立人及び実施機関による口頭の意見陳述を聴した上で、本件処分の妥当性について検討した。

異議申立人によれば、市民団体が行う写真展にあたり、津市及び津市教育委員会の後援名義の使用許可を受けたが、その後援名義が取り消しとなったため、どういう過程、経過で取り消しとなったのか、その経緯を知りたいとして公文書開示請求を行ったが、開示された文書は非常に簡単な、結果のみの文書だけであった。

実施機関がどういうきっかけで後援名義の使用許可の取り消しに至ったのか、メール等の通報があったのかどうか、仮にあったとすれば、その通報を受けてどのように内部で検討したのか、それらを所属内でどのように情報共有したのかがまったく開示されていない。異議申立人は、三重県に対しても同様の開示請求を行ったが、三重県では、きっかけとなった通報のメールや現場で確認した写真等が開示されており、一方津市では結果の文書しか開示されなかったことに不服があるということであった。

一方、実施機関の意見陳述によれば、請求のあった公文書については資料等全てを開示しており、経緯等についてこれ以上開示できる文書等は存在しないとのことであった。そもそものきっかけも、通報等があったわけではなく、職員自らが写真展の会場を確認したところ、後援名義の使用許可申請の際になかった内容として政治的に踏み込んだ表現があることを確認したことであり、それを受けた主催者側との協議もお互いにメモ等を取らず行われた

こと、取り消しの決裁についても、決裁権者への報告は口頭で行ったことから開示した文書以外の公文書は存在しないとのことであった。また、今回の件に関し、実施機関は三重県と協議などは行っておらず、そうした公文書も存在しない、とのことであった。

当審査会が確認したところ、後援名義の使用取消しに関しては主催者と協議し、主催者の一定の理解を得た上での取消しであったこと、また、写真展の開催期間が限られており、取り消すのであれば早く決定をしなければならなかったことから、実施機関は決裁権者へ口頭で報告をした上で決裁に及んだことなどは理解できることであり、実施機関の意見陳述のとおり、取消しの経緯等のわかる文書は開示した公文書以外に存在しないことから本件決定は妥当と考えられる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

しかしながら、一度許可をした申請を取り消すということは、取り消される市民としては不利益に感じることになると考えられることから、特に本件のように、政治的な色彩が強いということを理由にする場合、取消しに至る事実経過や意思形成の過程を文書として残しておく配慮も必要になるのではないかと考えられることを審査会の意見として申し添えたい。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年11月 5日	諮問書の受付（各実施機関）
平成28年 2月17日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成28年 3月29日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	石 田 美 穂
委 員	高 橋 秀 治
委 員	早 川 正 祐